（資本収支）

款	項	予算額 当初額 (1)	予算額 予算総則に基づく増減額 (2)	予算額 合計 (1)＋(2) (3)	決算額 (4)	予算残額 (3)－(4)
		千円	千円	千円	千円	千円
資本収入						
	事業収支差金受入れ					
	前期繰越金受入れ					
	減価償却資金受入れ					
	資産受入れ					
	一般勘定長期借入金					
	長期借入金					
資本支出						
	建設費					
	一般勘定長期借入金返還金					
	長期借入金返還金					
資本収支差金						

（受託業務等勘定）

（事業収支）

款	項	予算額 当初額 (1)	予算額 予算総則に基づく増減額 (2)	予算額 合計 (1)＋(2) (3)	決算額 (4)	予算残額 (3)－(4)
		千円	千円	千円	千円	千円
事業収入						
	受託業務等収入					
	財務収入					
事業支出						
	受託業務等費					
	財務費					
事業収支差金						

注１　この表に示す科目に計上すべき金額がないときは、その科目の記載を省略することができる。
注２　事業収支差金の処分の内訳を欄外に記載すること。
注３　事業収支差金が不足し、又は繰越不足があるときは、その補てんの方法を欄外に記載すること。
注４　前期繰越金及び後期繰越金の額を欄外に記載すること。
注５　法第70条第１項の規定により収支予算が変更された場合は、変更後の額を当初額の欄に記載すること。
注６　予算総則に基づく増減額の欄は、予算総則のうち適用する規定ごとの増減額及びその計を科目別に区分して記載すること。

別表第五号（第六十条関係）

一　国内放送等の基幹放送の区分
(1)　国内放送
(2)　国際放送
(3)　中継国際放送
(4)　協会国際衛星放送
(5)　内外放送
二　地上基幹放送等の基幹放送の区分
(1)　地上基幹放送
(2)　衛星基幹放送
(3)　移動受信用地上基幹放送
三　送信の方式による基幹放送の区分
(1)　デジタル放送
(2)　デジタル放送以外の放送
四　料金による基幹放送の区分
(1)　有料放送
(2)　有料放送以外の放送
五　放送の種類による基幹放送の区分
(1)　中波放送
(2)　短波放送
(3)　超短波放送
(4)　テレビジョン放送
(5)　高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送
(6)　標準テレビジョン放送
(7)　マルチメディア放送
(8)　多重放送
ア　超短波音声多重放送
イ　超短波文字多重放送
ウ　標準テレビジョン音声多重放送
エ　標準テレビジョン文字多重放送
オ　標準テレビジョン・データ多重放送
(9)　データ放送
六　放送事業者による基幹放送の区分
(1)　協会の放送
(2)　学園の放送
(3)　(1)及び(2)以外の放送
七　放送番組による基幹放送の区分
(1)　総合放送
(2)　教育放送
(3)　大学教育放送
(4)　外国語放送
(5)　難視聴解消を目的とする放送
(6)　特定標準テレビジョン放送
(7)　その他の放送